

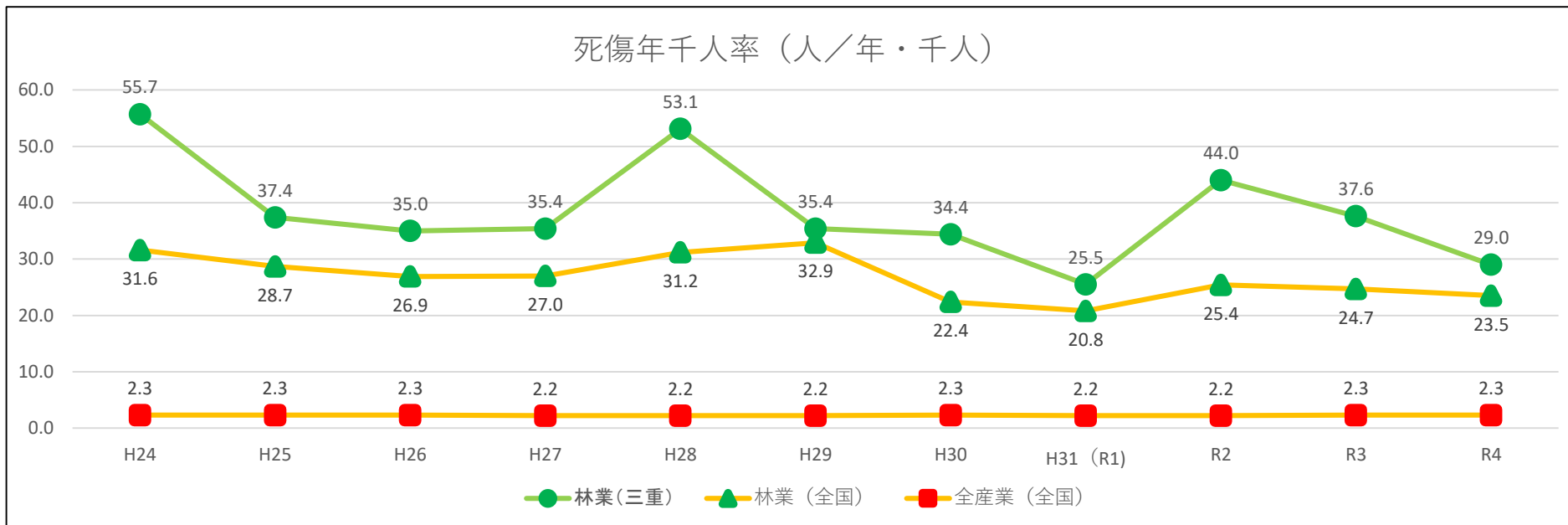
林業における 労働災害時の救急要請・ 搬送対応マニュアル

令和 6 年 3 月

みえスマート林業推進協議会

はじめに

林業は、全産業の中でも労働災害の発生率が高く、
その中でも三重県の林業は、林業（全国）の平均値を
上回っており、課題となっています。



死傷者数（休業4日以上）は、三重労働局HP「三重県内の労働災害発生状況」から引用
死傷年千人率は、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数（休業4日以上）を示すもの。
従事者数は、平成22年、平成27年、令和2年の国勢調査を引用
全国平均（全産業、林業）は、林野庁及び林業・木材産業労働災害防止協会のHPを引用

はじめに

労働災害そのものを防止する取組を進めることも重要ですが、発生数が下げどまりの状況となっている現状では、労働災害発生ゼロを目指しつつ労働災害が発生した場合に備えておくことも非常に重要です。

このマニュアルでは、労働災害が発生した場合に、「**被災者をいかに速やかに病院へ搬送し、重症化を防ぐか**」の観点から、林業事業者が行うべき事項をまとめています。

林業従事者数が年々減少する中、次世代への後継者を確保するためにも、労働安全の確保は重要事項となりますので、ぜひ取り組んでください。

目次

I 通信手段の確保

1. 通信手段の確認
2. 通信が可能な場所の確認と共有

II 現場での対応

1. 労働災害の発見
2. 救助要請
3. 消防署職員の誘導
4. 被災者への応急手当
5. 救急道具等の設置
6. ドクターヘリ、防災ヘリ

目次

Ⅲ 消防署との連携

1. 地区を担当する消防署の確認
2. 速やかな救助に向けた情報共有
3. 合同救助訓練
4. 応急手当の研修

Ⅳ まとめ

I 通信手段の確保

林業の作業現場は携帯電話の通信が困難、あるいはできない場所であることが多くあります。

労働災害が発生した場合、被災者を速やかに救助し、病院等での治療を行うため、迅速に救助要請を行う必要があります。

以上のことから、作業現場から救助要請を行う場合に備えて、通信手段や通信可能場所を事前に確認し、関係者で情報を共有することが重要です。

1. 通信手段の確認

林業事業者は、作業現場内での作業員同士の通信手段、また作業現場から林業事業者（事務所）や消防署への救助要請の通信手段を確認しましょう。

作業員は、作業現場内で、携帯電話とトランシーバーなど複数の通信手段を用いる場合は、作業員同士で使用方法を事前に決めておきましょう。

なお、労働災害が発生した場合、被災者は連絡することができない、又は連絡を受け取ることができないことが想定されますので、作業現場で作業員同士の距離が遠く、互いに視認できない場合などにおいては、定時連絡をとることは、被災者の早期発見に有効な手段です。

2. 通信が可能な場所の確認と共有

作業現場で作業を始める前に、携帯電話等の救助要請に使用する通信手段が使用できる山土場等の場所（緯度経度情報を含む）を確認し、作業員や関係者で共有しましょう。

【共有する方法】

- 作業現場での図示
- 事務所での図面の掲示

【共有する関係者】

- 現場の作業員
- 林業事業体の安全管理の責任者
- 作業現場に出入りする職員

(参考) 通信手段の事例

○作業現場内

- トランシーバー
- LPWA技術

○作業現場から事務所

- LPWA技術
- 衛星電話

※ 携帯電話は除く

Ⅱ 現場での対応

被災者の重症化を防ぐためには、以下の手順を踏む必要があります。

①迅速に労働災害を発見すること

②迅速に救助要請を行うこと

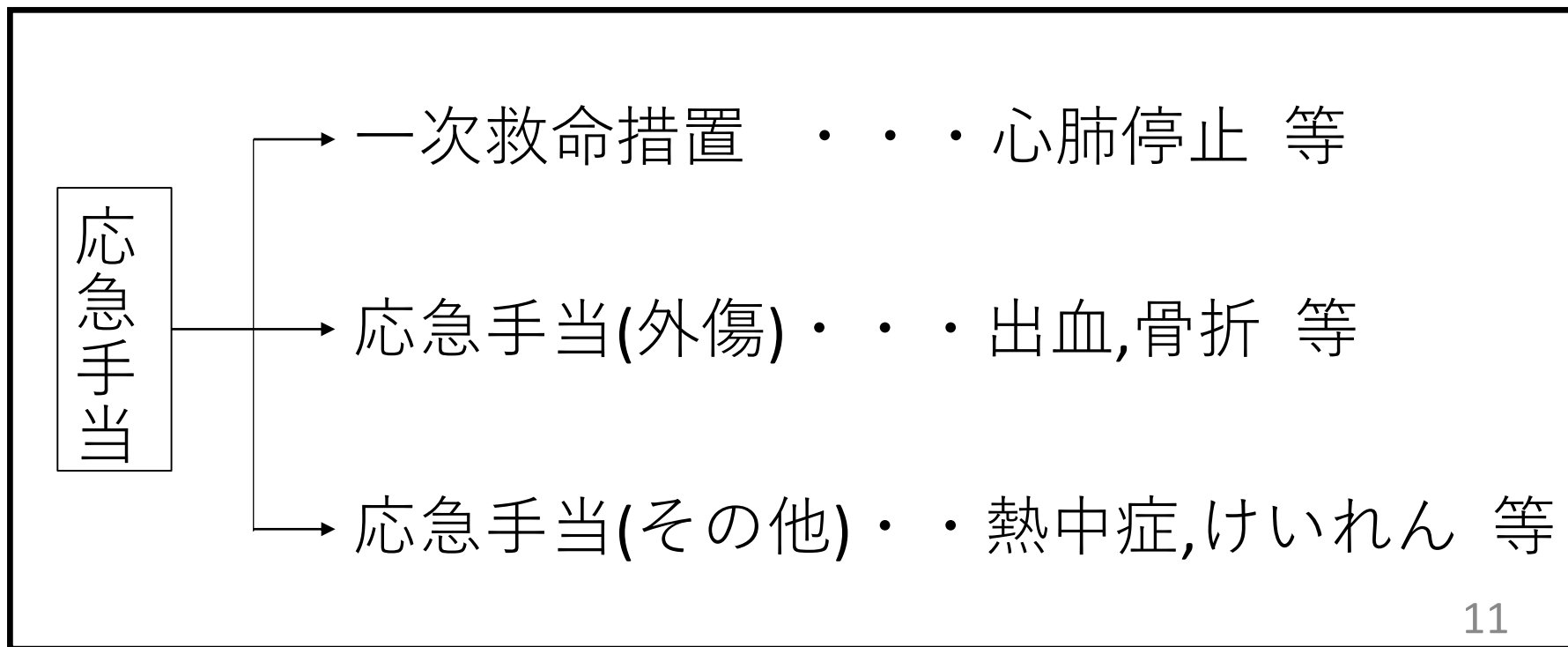
③迅速に作業現場に到着した消防署職員を被災者まで誘導すること

④迅速に被災者を病院に搬送すること

Ⅱ 現場での対応

また、林業の作業現場は市街地と異なり、消防署の職員が救助に向かい、作業現場に到着するまで、また作業現場に到着してから被災者に辿り着くまで対応の時間がかかります。

このため、作業員による応急手当が必要です。



1. 労働災害の発見

【作業員間の安全確認】

林業は、伐倒作業などその作業の性質から、作業員同士の距離を置くことが義務づけられていることがあります。

そのため、もし労働災害が発生し、被災者が気を失うなどで連絡が取れない場合、別の作業員が労働災害を把握することが困難となっています。

このため、作業実施中は、定期的に作業員間で安全の確認を行う必要があります。

作業に着手する前に、安全を確認する方法や時間などを決め、作業員間で共有しましょう。

2. 救助要請

作業員は、確保した通信手段を用いて、通信が可能となる個所に速やかに移動して、救助を要請してください。

この時、被災者以外に複数名の作業員がいれば、救助要請と応急手当の役割を分担し、対応すると効率的に救助を行えます。

救助要請には、主に以下の情報が必要となってきますので、状況を冷静に確認して、連絡してください。

①被災場所（緯度経度情報）

②人数、性別、年齢

③意識、出血の有無

④被災状況の概要（例）伐倒木の下敷きになっている

※①の情報で救急車を被災場所付近まで誘導可能なため、②～④の情報を救急車移動中に伝達するパターンもあります。

3. 消防署職員の誘導

林業の作業地は、市街地と違い、目標となる建物などのランドマークが少なく、詳細な場所を説明することが困難な場合が想定されます。

また、被災場所の緯度経度情報による救助要請により、消防署の職員はある程度近隣まで近づくことはできますが、作業地内の被災者までたどり着くことは困難です。

このため、林業事業者は、予め消防署と相談し、作業地近隣で合流する地点、救急搬入路、旋回場所を決め、関係者で共有してください。

これにより、作業現場からの救助要請後、速やかに作業員は消防署と合流でき、被災者まで消防署の職員を誘導することができます。

4. 被災者への応急手当

1から3の手順を踏んでも、市街地から遠く離れた林業の作業現場に、救助に向かった消防署が到着するまでに相應の時間がかかります。

このため、労働災害が発生した場合、被災者の重症化を防ぐには、作業員による被災者への応急手当が必要となります。

応急手当は、正しい知識と方法を身に付けておくだけでなく、実際に手当をするという勇気が必要となります。

この勇気を作業員が持つために、林業事業体は消防署と連携し、定期的に救助訓練や応急手当の研修を開催してください。

5. 救急道具等の設置

労働災害はいつ発生するか分かりません。このため、救助や応急手当に必要な救急箱、止血帯などの救命用具を作業現場に準備しておく必要があります。

【主な救急用具】

○救急箱

止血帯、三角巾、包帯、ガーゼ、消毒液、エピペン、抗ヒスタミン軟膏、ポイズンリムーバーなど

○担架

○傷口を洗浄するための清潔な水

○AED（自動体外式除細動器）

また、各作業員が救急用安心カード（家族などの頼れる人、かかりつけ病院などの情報を記載）を携帯することで、救急隊へ情報を迅速に伝えることができます。

（例：きずなのカード【津市消防本部】）

6. ドクターヘリ、防災ヘリ

現地の状況（アクセス道路がない、山頂付近等）により、ヘリによる救助となる場合もあります。

なお、作業員から直接ドクターヘリ等の要請をすることはできず、消防隊員が現地確認のうえ判断し、消防機関から基地病院等への要請となります。

上記のことから、現地にヘリが救助に来ることも想定し、架線集材のために林業作業場に架線を張る場合は、必要に応じて架線位置を消防署に共有することが望ましい。

Ⅲ 消防署との連携

労働災害が発生し、怪我の程度がひどく、現場作業員で対応できない場合などは消防署に救助を要請することになります。

被災者の重症化を防ぐには、速やかな救助が必要となり、そのために救助に向かった消防署の職員を被災者まで迅速に誘導する必要があります。

このため、労働災害が発生したことを想定して、事前に消防署と救助方法に関して確認を行う必要があります。

1. 地区を担当する消防署の確認

三重県内には、28の消防署があり、うち15は消防本部を担います。また、その他61の分署・出張所があります。

例えば、津市の場合、消防本部以下、4消防署、8分署、1分遣所があり、それぞれ管轄を決めて活動しています。

このため、林業の作業を行う地域を管轄する消防署を確認し、日頃から必要に応じて、作業内容や作業場所、作業場所までのアクセス道路の状況（工事中などの情報）など、速やかな救助に向けた情報交換を行うことが重要です。

2. 速やかな救助に向けた情報共有

Ⅱの3でも触れていますが、救助要請を行った場合、被災者まで迅速に誘導するため、作業近隣地において消防署との合流点（救急車が回転できるスペースがあるところ）を決めておく必要があります。（※）

林業作業が広範囲に渡る場合は、いくつかの合流ポイントを林業事業体と消防署で共有してください。必要に応じて位置図などで共有することも有効な手段です。

また、林業作業場内へのアクセスとなる林道などは、市街地の道路と比べ、急勾配であったり、凹凸がひどかったりと車両による進入が困難な場合があります。

このため、林業事業体と消防署とで車両の進入がどこまで可能なのか、を確認しておくことも、速やかな救助に必要な情報共有となります。

※取り急ぎ、被災場所の緯度経度情報を伝えることで、救急車両が被災場所付近まで辿り着く可能性が高い。

3. 合同救助訓練

被災者の速やかな救助には、救助する消防署職員とその職員の被災者までの誘導や状況を説明する作業員の連携が欠かせません。

このため、労働災害が発生した場合を想定した、林業事業体と消防署との合同救助訓練を定期的実施してください。

訓練を行うことで、より効率的な連携が生まれ、速やかな救助に繋がります。

訓練の内容や方法については、様々な救助の実績のある消防署と相談して決めてください。現場で実施している作業内容や位置（地形など）を踏まえた訓練を行うことが速やかな救助の実施に向けて効果的です。

4. 応急手当の研修

被災者の重症化を防ぐため、消防署職員が到着するまでは、作業員による応急手当が必要です。

応急手当には、怪我に応じた正しい手当の知識と手当を行う勇気が必要です。労働災害には、切創、打撲など様々な状況があります。全てを一度に理解することは不可能です。

このため、林業事業者は、消防署と連携し、定期的に応急手当の研修を開催してください。

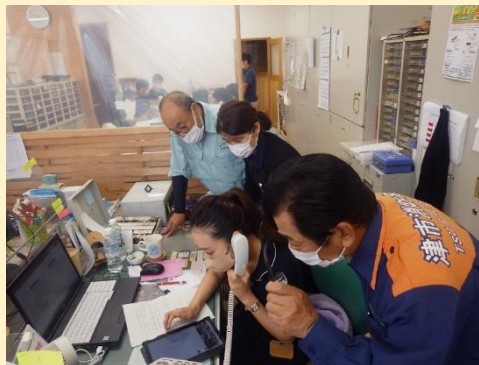
研修は、救助訓練と併せて行くと、『災害が発生⇒現場作業員による応急手当の実施と救助要請⇒消防署と合流（誘導）⇒被災者の救助』と救助における一連の流れの理解を促しやすく、効果的です。

(参考) 消防署との合同救助訓練事例

救助要請
(現場⇒事務所)



救助要請
(事務所⇒消防署)



作業員による
応急手当



消防署と合流



消防署の誘導と
現場内搬送



応急手当研修



IV. まとめ

労働災害は「いつ」、また「どのように」発生するか予測が困難ですが、林業の場合は、「いつ発生してもおかしくない」というのが現状です。

発生した場合に、速やかに、適切に行動できるよう日頃から意識しておくことが重要です。